

公益社団法人松戸市シルバー人材センター公共施設関係に係わる
就業基準

(趣旨)

第1条 公益社団法人松戸市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の正会員(以下「会員」という。)が、公共施設関係に係わる業務に就業するにあたり「共働・共助」のセンター基本理念に基づき、就業の適正・公平化を図り、限られた就業機会をより多くの会員と分かち合うための必要事項について定める。

(目的)

第2条 会員に能力と希望に応じて、雇用関係を有しない補助的、短期的な就業又は軽易な就業であり、同一会員が同一業務に長期的、継続的に就業することなく適正・公平に提供する。

2 公共施設関係に係わる業務への就業機会拡大と就業の公平化を促進し、会員が公平に就業できるようにローテーション就業、グループ就業を促進することにより、会員の就業意識向上を図る。

(仕事の分かち合い)

第3条 同一施設における同一会員の就業期間は、1年毎に更新し満5年を限度として交替の対象となる。

2 限度とする就業期間は、その期間を就業保証するものではない。

3 就業期間は、就業開始年月から起算する。

4 就業期限に達し就業者の補充ができない場合には、補充がつくまで1年を目安として延長して就業することができる。

(適正・公正な配置)

第4条 新しく就業を希望する会員は、その就業内容を就業仕様書等で十分理解し、業務を実行する能力と体力を有していることが就業条件となる。

2 就業を交替する場合には、職域別、就業先施設単位等で実情を十分把握した上、実施する。

3 就業交替は、1項に適合する会員で「一度も就業していない未就業会員」「公共施設関係以外での就業経験者で現在未就業会員」「公共施設関係で就業期間満了会員」の順で希望する会員に対して行う。

4 自己都合により就業途中で打ち切った場合は、就業打ち切り後1カ年を経過しないと公共施設関係への就業はできないことを原則とする。

5 同一の就業には、就業期間を満了し6か月経過後、他の公共施設関係へは3か月経過後でないことと就業できないことを原則とする。ただし、駐輪場管理代行業務に限り、同一就業には就業期間満了後3ヶ月を経過すれば就業できるものとする。

6 交替会員は、公共施設関係以外の職種へ就業を希望することができる。

(就業・継続・終了通知)

第5条 就業期間を明確にするため、センター事務局から就業開始時には「就業開始確認書」(第1号様式)を交付する。

2 就業期限に達し交替会員の補充がつかない場合、1年を限度として就業延長することができる。この場合には「就業延長依頼書」(第2号様式)を交付する。

3 「就業開始確認書」及び「就業延長依頼書」の交付は、公共施設関係の就業者を対象とする。

(委任)

第6条 この基準に定めるものの他、就業交替制の運用上疑義が生じた事項については、事業部会で審議し理事会の承認を得て定めることができる。

(補則)

第7条 就業している同一就業先の会員同士・発注者及び市民のトラブル防止、更には会員間の不満を軽減し就業意欲の向上を目的として、会員が次の何れかに該当する場合には、就業期間に拘わらず理事会の同意を得て理事長の指示で交替させることができる。

(1) 客観的に見て契約業務が履行できないと判断したとき

(2) 客観的状況(くわえ煙草、休憩時間が長い、就業時間内帰宅、無断休業、発注者・会員間のトラブル、その他)により就業不適切と判断したとき

(3) センター職員 of 指導に従わないとき

2 新しく就業を希望する会員は、就業仕様書の内容を実行するために必要な

技能について研修を受けることを原則とする。

- 3 就業している会員の希望、健康状態、就業条件等について理事会で審議の上、理事長は必要に応じて適正・公平に配置換えを行うことができる。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成16年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 1 この基準の施行日において、満5年以上の長期固定就業会員は、2年間を目安として交替要員となる。

- 2 交替対象となった会員は、就業期間、年齢等を十分に加味した上で交替順序を決める。

附 則

この基準は、平成19年5月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年7月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

- (1) 公益社団法人松戸市シルバー人材センター公共施設関係に係わる就業基準は、廃止する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。